

別表 通行目的別の取扱いについて

(密猟の防止を目的とした国頭村内における林道の夜間通行止め実証実験実施要領)

通行の目的	想定される主体	取扱い	備考	カメラ識別方法
1 救急救命や遭難・災害救助など緊急を要する事情を目的とした夜間通行	救急車、消防車、警察、搬送の乗用車等	手続き不要で通行できる	通行止めゲートを通行者により解除、通行後は通行者が元に戻すこと	公用車等の外観
2 通行止めゲートの箇所を通行する必要がある土地の所有者の夜間通行	森林の所有者、林野庁、沖縄県、国頭村等			公用車等の概観※民有地所有者は困難
3 国頭村の夜間通行の許可を受けた者で「調査」、「研究」、「観察(※観光案内及び教育を含む)」を目的に申請した者の通行(※国頭村の許可は、同時に実証実験中の県営林道の通行許可とみなす。)	環境省、大学機関、民間の環境調査会社等			許可車両と撮影車両の照合
4 道路やダムなど公共施設の維持管理や工事などのための夜間通行	沖縄県、辺野喜ダム管理者、林野庁等			公用車等の外観
5 沖縄県がその他特に必要と認める目的の夜間通行	—			—
6 「研究」、「調査」、「自然観察(※観光案内及び教育を含む)」、「密猟のパトロール」を目的とした夜間通行で、国頭村営林道を通すが、国頭村営林道夜間通行規制の許可を受けていない者 ※申請窓口：国頭村経済課	環境省、大学機関、民間の環境調査会社等	許可を受けることで実証実験中の村営及び県営林道を通行できる	許可車両と撮影車両の照合	
7 「研究」、「調査」、「自然観察(※観光案内及び教育を含む)」、「密猟のパトロール」を目的とした夜間通行で、沖縄県営林道のみ通行する者 ※申請窓口：沖縄県自然保護課	環境省、大学機関、民間の環境調査会社等	許可を受けることで実証実験中の県営林道を通行できる	許可車両と撮影車両の照合	
8 動植物の採取・採集のみを目的とした夜間通行	一般県民等	通行を認めない	—	—
9 山水採取を目的とした夜間通行	一般県民等			
10 有害鳥獣捕獲を目的とする夜間通行	有害鳥獣捕獲従事者			
11 撮影を目的とする夜間通行(※研究、調査、自然観察(※観光案内及び教育を含む)、密猟パトロールを目的とする夜間通行を除く)	カメラマン、映像制作会社等			
12 山菜採りを目的とする夜間通行	地元住民等			
13 ハブ捕りを目的とする夜間通行	地元住民等			
14 その他「研究」、「調査」、「自然観察(※観光案内及び教育を含む)」、「密猟のパトロール」以外の目的の夜間通行	地元住民等			